

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 7 号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 41 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) <u>教育行政の運営に関する基本方針を定めること。</u></p> <p>(2) <u>教育委員会規則及び教育委員会訓令を制定し、又は改廃すること。</u></p> <p>(3) <u>県立の学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること（学校にあっては、分校、課程、学科若しくは部を設置し、又は廃止することを含む。）。</u></p> <p>(4) <u>職員及び学校職員の人事異動の方針を定めること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>職員及び学校職員の分限、懲戒、任免、給与、その他の人事を行うこと。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「地教行法」という。</u>）第26条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) <u>教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県立の学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること（学校にあっては、分校、課程、学科及び部の設置並びに廃止に関することを含む。）。</u></p> <p>(4) <u>職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地教行法第27条の規定に基づく点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地教行法第29条の規定に基づく意見の申出に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地教行法第50条の規定に基づく是正等の指示に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p>

- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]

(教育長の専決)

第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。

- (1) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の改廃のうち軽易なものに関すること。
- (2) 附属機関（岩手県教育振興基本対策審議会、岩手県生涯学習審議会及び岩手県スポーツ振興審議会を除く。）に対する諮問に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]

- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]

(教育長の専決)

第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。

- (1) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の改廃のうち軽易なものに関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 地教行法第29条の規定に基づく意見の申出に関すること。
- (6) 附属機関（岩手県教育振興基本対策審議会、岩手県生涯学習審議会及び岩手県スポーツ振興審議会を除く。）に対する諮問に関すること。
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。